

図書購入者各位

今般ご注文頂きました「令和 8 年度版 農業農村整備事業の地方財政措置の手引き（令和 8 年 8 月発行）」の記載内容の一部に誤りがありました。誤りの箇所は下記のとおりですので、誠に恐れ入りますが差し替えの程をお願い申し上げます。

〈誤りと訂正の内容について〉

1. 誤りの箇所 12ページ
2. 訂正内容

【農業農村整備事業の地方債と主な充当率・算入率】

訂 正 箇 所	中段 図表の内、公共 通常分 公共事業等債 算入率（B 類型以外）の数値
誤	算入率 70%（B 類型以外）
正	算入率 <u>20%</u> （B 類型以外）

全国水土里ネット事業部

TEL：03-3234-5592

E-mail：books@inakajin.or.jp

2 農業農村整備事業に係る地方債

(1) 地方債上の取扱い

農業農村整備事業については、地方財政法第5条第5号における「土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費」に該当するため、地方公共団体の歳出に地方債をもってその財源とすることができ、その元利償還金については地方財政計画や地方交付税制度を通して財源保障されます。

また、点検・調査費や測量設計費等については、建設事業を実施するために直接必要と認められるものは地方債の対象です。一方で、一般的調査や日常的な巡回のような経常的な経費は地方債の対象とはなりません。

なお、用地補償費については、地方財政法第5条第5号において「公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）」とされており、地方債の対象となります。

【農業農村整備事業の地方債と主な充当率・算入率】

	負担	公共		非公共	
		通常分	国土強靱化対策(注2) 農業構造転換集中対策(注3) または補正予算分	通常分	国土強靱化対策(注2) 農業構造転換集中対策(注3) または補正予算分
国営 機構営	都道府県・市町村分 (注1)	公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%(B類型以外) 45%(B類型) (注5)	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債、 農業構造転換集中対策 事業債、 または補正予算債 充当率 100% 算入率 50%		
	都道府県負担分			公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業債、 農業構造転換集中対策 事業債、 または補正予算債 充当率 100% 算入率 50%
都道府県営事業	市町村負担分 (注1)			一般補助施設設備等 事業債 (注4) 充当率 90% 算入率 20%	
	都道府県負担分			公共事業等債 充当率 90% 算入率 20%	
団体営事業	市町村負担分 (注1)			一般補助施設設備等 事業債 (注4) 充当率 90% 算入率 20%	

(注1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に規定する辺地における市町村負担分については、過疎債(充当率100%、算入率70%)、辺地債(充当率100%、算入率80%)の充当が可能です。(過疎債・辺地債の対象施設に限ります。なお、非公共事業については、整備する施設等が公共事業で整備する施設と同一である場合(公共事業と異にする点が単に予算区分が異なるという点のみである場合)には過疎債・辺地債の対象となり、その対象経費はガイドラインにおいて団体が負担すべきとされている額となります。)

(注2) 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく措置に限ります。(令和12年度まで)

(注3) 農業構造転換集中対策に基づく措置に限ります。(令和11年度まで)

(注4) 一般補助施設設備等事業債(充当率90%、算入率20%)は農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業及び農業生産基盤情報通信環境整備事業に係る特例措置であり、通常非公共事業の市町村負担分は一般補助施設設備等事業債(充当率75%、算入率0%)が適用されています。

(注5) B類型の対象は国営ダム等であり、詳細については19ページの「参-4 事業費補正B類型の対象」を参照。

(注6) 個々の充当率及び交付税算入率の詳細については、次ページ以降の(2)～(3)を参照。